

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府羽曳野市郡戸 5 0 番地の 1

氏 名 株式会社コスモ

代表取締役 金森 敬司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成 3 0 年 8 月 2 5 日

許可の有効年月日 平成 3 5 年 8 月 2 4 日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1 燃え殻	7 紙くず	13 ガラスくず
2 汚泥	8 木くず	14 鉱さい
3 廃油	9 繊維くず	15 がれき類
4 廃酸	10 動植物性残さ	16 ばいじん
5 廃アルカリ	11 ゴムくず	
6 廃プラスチック類	12 金属くず	

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上 16 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地：羽曳野市郡戸 5 8 番 2、8 1 番 5 の一部

面 積：8 2 2. 2 m²

保 管 上 限：4 8 9. 7 m³

積み上げ高さ：2. 9 m

積替えできる産業廃棄物の種類：1 の 2、3、6、7、8、9、11、12、13、15 の 10 種類

1 の 6、13、15 については石綿含有産業廃棄物を含む。1 の 2、3、7、8、9、11、12 については石綿含有産業廃棄物を除く。

1 の 6、12、13 については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）を含む。1 の 2、3、7、8、9、11、15 については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

以 下 余 白

3. 許可の条件

積替え保管を行う石綿含有産業廃棄物にあつては梱包されたものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 8 月 2 5 日 当初許可

平成 3 0 年 1 0 月 4 日 許可更新

以 下 余 白

5. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

6. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 有